

議案第61号

沼田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
について

沼田市議会会議規則第13条第2項の規定により、首記議案を別紙のとおり提出します。

令和2年6月19日提出

沼田市議会議長 野村洋一様

提出者 議会運営委員会 委員長 大島 崇 行

賛成者 同 副委員長 星 野 佐善太

同 委 員 茂 木 清 七

同 同 桑 原 敏 彦

同 同 中 村 浩 二

同 同 井 上 弘

同 同 大 東 宣 之

同 同 高 山 敏 也

沼田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
沼田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和36年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（議員等の議員報酬額の特例）

10 議員等の議員報酬の額は、令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間において、第2条の規定にかかわらず、議長にあつては38万3,000円、副議長にあつては32万3,000円、議員にあつては30万5,000円とする。ただし、第5条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額については、この限りでない。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。